別表第７の４の注中「指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所」を「単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所をいう。以下この４及び13において同じ。）」に改め、同注を同注１とし、同注１の次に次のように加える。

２　単独型事業所において、１のイの⑵の福祉型短期入所サービス費⑵又は同イの⑷の福祉型短期入所サービス費⑷の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。

別表第７の５のイ中「500単位」を「600単位」に改め、同５のロ中「250単位」を「300単位」に改め、同７の８中「68単位」を「48単位」に改め、同８の注中「都道府県知事」の下に「又は市町村長」を加え、「平成27年３月31日」を「平成30年３月31日」に改め、同７の９の注中「10において同じ。」及びただし書を削り、同７の10中「60単位」を「120単位」に、「90単位」を「180単位」に改め、同10の注１中「及び９の緊急短期入所体制確保加算」を削り、「当該指定短期入所を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、１日につき」を「利用を開始した日について、」に改め、同注１のただし書を削り、同10の注２中「空床利用型事業所又は１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費及び９の緊急短期入所体制確保加算を算定している空床利用型事業所以外の事業所」を「指定短期入所事業所」に、「から起算して７日を限度として、１日につき」を「について、」に改め、同注２のただし書を削り、同７の12の注中「居宅」を「居宅等」に改め、同７の13の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第１項第１号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）において行う場合（単独型事業所を除く。）にあっては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第１項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の31に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において行う場合（単独型事業所を除く。）にあっては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の17に相当する単位数）

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第７の13の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第８の３の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１及び２により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１及び２により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第８の３の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第９の１のイ中「451単位」を「453単位」に、「380単位」を「382単位」に、「307単位」を「308単位」に、「231単位」を「232単位」に、「167単位」を「168単位」に改め、同１のロ中「355単位」を「356単位」に、「296単位」を「297単位」に、「234単位」を「235単位」に、「184単位」を「185単位」に、「145単位」を「146単位」に改め、同１のハ中「294単位」を「295単位」に、「246単位」を「247単位」に、「197単位」を「198単位」に、「161単位」を「162単位」に、「131単位」を「132単位」に改め、同１の11中「268単位」を「269単位」に、「222単位」を「223単位」に、「177単位」を「178単位」に、「145単位」を「146単位」に、「124単位」を「125単位」に改め、同９の３のロを次のように改める。

ロ　重度障害者支援加算(Ⅱ)　７単位

別表第９の３の注３から注５までを次のように改める。

３　ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

４　ロが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者１人につき５人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、１日につき180単位をさらに加算する。

５　４の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに１日につき所定単位数に700単位を加算する。

別表第９の３の注６及び注７を削り、同９の４の次に次のように加える。

４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　41単位

注　視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

別表第９の７中「４の」を「６の」に改め、同９の10中「10単位」を「12単位」に改め、同10の注の㈡中「（平成27年３月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し５年以上の実務経験を有する栄養士）」を削り、同９の14の注中イからハまでを次のように改める。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第９の14の注に次のように加える。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別表第10の１のイ中「784単位」を「787単位」に、「701単位」を「704単位」に、「666単位」を「669単位」に、「638単位」を「641単位」に、「601単位」を「604単位」に改め、同１のロ中「255単位」を「245単位」に、「587単位」を「564単位」に、「753単位」を「724単位」に改め、同１のハ中「784単位」を「787単位」に改め、同10の１の２中「10単位」を「15単位」に、「６単位」を「10単位」に改め、同１の２のロの次に次のように加える。

ハ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　６単位